

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第22条の2第1項
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>「最高速度違反行為を防止するため必要な運行を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用者が、当該運転者に対して、当該車両の使用の業務に関して最高速度違反をすることを誘発するような行為をしていた場合 ○ 同一の車両について、最高速度違反が繰り返されたような場合 ○ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について最高速度違反が行われたような場合 <p>などである。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係</p> <p style="padding-left: 100px;">（函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：